

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」（新旧対照表）

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、会員により行われる顧客との暗号資産関連デリバティブ取引について、顧客に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。</p> <p>(勧誘の承諾)</p> <p>第4条 (第1～4項 省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、会員により行われる顧客との<u>定款第3条第8項に規定する</u>暗号資産関連デリバティブ取引について、顧客に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。</p> <p>(勧誘の承諾)</p> <p>第4条 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約（以下「暗号資産関連デリバティブ契約」という。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。</p> <p>2 会員及びその役職員は、顧客が勧誘を受ける旨を承諾した場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。</p> <p>3 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ契約の締結につき、顧客が当該契約を締結しない旨の意思（当該契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した場合には、以後、当該顧客を勧誘してはならない。ただし、当該顧客から再び勧誘の要請があった場合にはこの限りではない。</p>

5 会員及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の締結について、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし会員との間で継続的な取引関係にある顧客（勧誘の日前一年間に暗号資産関連デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）を除く。

(第6項 省略)

(虚偽・偽計及び誇大広告の禁止)

第7条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し、虚偽の事実を告げてはならない。

(第2項 省略)

3 会員及びその役職員は、顧客を相手方として暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をするに際し、**金商業府令第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項**について、当該顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

(第4項 省略)

4 会員及びその役職員は、取引の勧誘が目的であることをあらかじめ明示しないで顧客を勧誘してはならない。

5 会員及びその役職員は、**定款第3条第8項に規定する暗号資産関連店頭**デリバティブ取引に係る契約の締結について、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし会員との間で継続的な取引関係にある顧客（勧誘の日前一年間に暗号資産関連**店頭**デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連**店頭**デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）を除く。

6 会員及びその役職員は、顧客の私生活又は業務の平穩を害するような勧誘（顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問による勧誘を含む。）を行ってはならない。

(虚偽・偽計及び誇大広告の禁止)

第7条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し、虚偽の事実を告げてはならない。

2 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。

3 会員及びその役職員は、顧客を相手方として暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をするに際し、**金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項**について、当該顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

4 会員及びその役職員は、取引の勧誘に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(対当取引の勧誘禁止)

第 11 条 会員及びその役職員は、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産関連デリバティブ取引と対当する取引を勧誘してはならない。

(根拠を示さない勧誘の禁止)

第 12 条 会員及びその役職員は、顧客に対し、金商業府令第 78 条第 5 号から第 7 号まで又は第 13 号イからホまでに掲げる事項に関し裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示をして勧誘してはならない。

(明瞭な表示を行わない勧誘の禁止)

第 13 条 会員及びその役職員は、顧客に対し、金商業府令第 76 条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しないことを含む。）勧誘してはならない。

(広告宣伝等の基本姿勢)

第 15 条 会員は、広告（これに類似するものとして金商業府令第 72 条に規定する行為を含む。以下同じ。）又は景品類の提供を行う場合には、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図らなければならない。

(第 2～3 項 省略)

(対当取引の勧誘禁止)

第 11 条 会員及びその役職員は、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引と対当する取引を勧誘してはならない。

(根拠を示さない勧誘の禁止)

第 12 条 会員及びその役職員は、顧客に対し、業府令第 78 条第 5 号から第 7 号まで又は第 13 号イからホまでに掲げる事項に関し裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示をして勧誘してはならない。

(明瞭な表示を行わない勧誘の禁止)

第 13 条 会員及びその役職員は、顧客に対し、業府令第 76 条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しないことを含む。）勧誘してはならない。

(広告宣伝等の基本姿勢)

第 15 条 会員は、広告（これに類似するものとして業府令第 72 条に規定する行為を含む。以下同じ。）又は景品類の提供を行う場合には、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図らなければならない。

2 会員は、広告の内容に関し、的確な情報をもって、明瞭かつ正確に表示しなければならない。

(広告における表示事項)

第 22 条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

((1)～(7)省略)

(8) 取引の額 (金商法施行令第 16 条第 1 項 3 号に規定する額をいう) が証拠金等を上回る可能性がある場合にはその

3 会員は、実施する広告又は景品類の提供が本規則に反することが明らかとなった場合には、速やかに、本規則に則した取扱いとするために必要な措置を取らなければならない。過去に実施した広告又は配布した景品類についても、その回収に努めなければならない。

(広告における表示事項)

第 22 条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 会員の商号

(2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号

(3) 協会に所属する旨

(4) 取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要 (ただし、これらの表示ができない場合にあつては、その旨及びその理由)

(5) 取引に関して顧客が取引証拠金、保証金その他の担保 (以下「証拠金等」という。) を預託しなければならない場合には、その旨及び預託する額又はその計算方法

(6) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその要因と理由

(7) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその要因と理由

(8) 取引の額 (金融商品取引法施行令 (以下「施行令」という。) 第 16 条第 1 項 3 号に規定する額をいう) が証拠金等

旨及び当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出できない場合にあっては、その旨及びその理由）

(9) 取引について、会員が表示する暗号資産の売付けの価格と買付けの価格（又は売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして金商業府令第 75 条各号に規定する事項）とに差がある場合にあってはその旨

((10)～(12)省略)

（放送等による広告における表示事項）

第 23 条 会員は、金商法施行令第 16 条第 2 項に規定する基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他金商業府令第 77 条第 1 項各号に規定する方法による広告を行う場合には、前条に規定する事項に代わり、次の各号に掲げる事項を表示することができる。

((1)～(7)省略)

を上回る可能性がある場合にはその旨及び当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出できない場合にあっては、その旨及びその理由）

(9) 取引について、会員が表示する暗号資産の売付けの価格と買付けの価格（又は売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして業府令第 75 条各号に規定する事項）とに差がある場合にあってはその旨

(10) 取引に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

(11) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと

(12) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること

（放送等による広告における表示事項）

第 23 条 会員は、施行令第 16 条第 2 項に規定する基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令第 77 条第 1 項各号に規定する方法による広告を行う場合には、前条に規定する事項に代わり、次の各号に掲げる事項を表示することができる。

(1) 会員の商号又は名称

(2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号

(3) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその旨

(4) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその旨

(5) 取引を開始するにあたり、あらかじめ顧客に対して書面（「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及

び説明に関する規則」第 8 条に規定する契約締結前書面を含む。)の交付その他の適切な方法により提供される情報の内容を十分に確認すべき旨

(6) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではない旨

(7) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」に関するガイドライン」（新旧対照表）

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」ガイドラインの一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 条第 2 項関係 本項は、<u>金商法</u>第 40 条第 1 号の適合性原則の遵守を会員に求めるものです。</p> <p>第 4 条第 5 項関係 本項は<u>金商法</u>第 38 条第 4 号の禁止規定の遵守を会員に求めるものであるところ、<u>金商業府令</u>第 116 条第 1 項第 2 号の 2 は、「継続的な取引関係にある顧客」を「勧誘の日前 1 年間に 2 以上の暗号資産関連デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の残高を有する者」とし、かかる顧客については禁止規定の適用を除外しているため、同様の限定を本項においても付しています。 「訪問し、又は電話をかけて、暗号資産交換契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることも含まれます。</p> <p>第 11 条関係 本条の「<u>当該顧客が行う暗号資産関連デリバティブ取引と対当する取引</u>」とは、当該暗号資産関連デリバティブ取引から生じ得る損失を減少させる取引を意味します。<u>金商業府令第 117 条第 1</u></p>	<p>第 2 条第 2 項関係 本項は、<u>金融商品取引法</u>第 40 条第 1 号の適合性原則の遵守を会員に求めるものです。</p> <p>第 4 条第 5 項関係 本項は<u>金融商品取引法</u>第 38 条第 4 号の禁止規定の遵守を会員に求めるものであるところ、<u>業府令</u>第 116 条第 1 項第 2 号の 2 は、「継続的な取引関係にある顧客」を「勧誘の日前 1 年間に 2 以上の暗号資産関連デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の残高を有する者」とし、かかる顧客については禁止規定の適用を除外しているため、同様の限定を本項においても付しています。 「訪問し、又は電話をかけて、暗号資産交換契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることも含まれます。</p> <p>第 11 条関係 本条は、<u>業府令第 117 条第 1 項第 26 号</u>に対応する規定であり、「<u>当該顧客が行う暗号資産関連デリバティブ取引と対当する取引</u>」とは、<u>同号の規定に従い、当該暗号資産関連デリバティブ取</u></p>

項第 26 号に対応する規定であります、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に限らないことに留意する必要があります。

第 12 条関係

本条は、金商業府令第 117 条第 1 項第 41 号に対応する規定であり、「金商業府令第 78 条第 5 号から第 7 号まで又は第 13 号イからホまでに掲げる事項」とは、①金融商品取引業者の資力又は信用に関する事項、②金融商品取引業者の暗号資産関連デリバティブ業の実績に関する事項、③暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項、④暗号資産の性質、⑤暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項、⑥暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項、⑦暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項、⑧暗号資産の発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項です。

かかる事項に関し「裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示」として、例えば、以下のような表示が考えられます。

- ・ 偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為
- ・ 会員が取引の対象とする暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為
- ・ 会員が暗号資産関連店頭デリバティブ取引業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況が健全である旨の表示を行う行為

引から生じ得る損失を減少させる取引を意味します。

第 12 条関係

本条は、業府令第 117 条第 1 項第 41 号に対応する規定であり、「業府令第 78 条第 5 号から第 7 号まで又は第 13 号イからホまでに掲げる事項」とは、①金融商品取引業者の資力又は信用に関する事項、②金融商品取引業者の暗号資産関連デリバティブ業の実績に関する事項、③暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項、④暗号資産の性質、⑤暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項、⑥暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項、⑦暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項、⑧暗号資産の発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項です。

かかる事項に関し「裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示」として、例えば、以下のような表示が考えられます。

- ・ 偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為
- ・ 会員が取引の対象とする暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為
- ・ 会員が暗号資産関連店頭デリバティブ取引業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況が健全である旨の表示を行う行為

第 13 条関係

本項は、金商業府令第 117 条第 42 号の禁止規定の遵守を会員に求めるものです。

金商業府令第 117 条第 42 号の規定によれば、業府令第 76 条第 3 号イ及びロに掲げる事項の文字又は数字は、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものより著しく異ならない大ききさで表示しなければなりません。

第 15 条関係

本規則における広告とは、いかなる名称であるかを問わず、会員がその営業に関し、暗号資産関連デリバティブ取引に誘引する目的で、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般人に知らせることを指し、例えば、次の各号に掲げるものが考えられます。

- (1) テレビコマーシャル
- (2) ラジオコマーシャル
- (3) 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載
- (4) 看板、立て看板、はり紙、はり札等への掲載
- (5) 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示
- (6) チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布
- (7) インターネット・ホームページへの掲載

電子メールの送信やダイレクトメールの送付であって、特定の者に対して特定の行為をするように勧め誘う行為であるので広告ではなく勧誘に該当します。

暗号資産関連デリバティブ取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為は、本規則における広告には当たりませんが、「誘引す

第 13 条関係

本項は、業府令第 117 条第 42 号の禁止規定の遵守を会員に求めるものです。

業府令第 117 条第 42 号の規定によれば、業府令第 76 条第三号イ及びロに掲げる事項の文字又は数字は、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものより著しく異ならない大ききさで表示しなければなりません。

第 15 条関係

本規則における広告とは、いかなる名称であるかを問わず、会員がその営業に関し、暗号資産関連デリバティブ取引に誘因する目的で、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般人に知らせることを指し、例えば、次の各号に掲げるものが考えられます。

- (1) テレビコマーシャル
- (2) ラジオコマーシャル
- (3) 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載
- (4) 看板、立て看板、はり紙、はり札等への掲載
- (5) 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示
- (6) チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布
- (7) インターネット・ホームページへの掲載

電子メールの送信やダイレクトメールの送付であって、特定の者に対して特定の行為をするように勧め誘う行為であるので広告ではなく勧誘に該当します。

暗号資産関連デリバティブ取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為は、本規則における広告には当たりませんが、「誘引す

る目的」の有無については、表示の内容、情報提供時の状況、情報の受け手の属性などを考慮の上、個別具体的に判断されるものと考えられます。なお、次の各号に掲げる表示物については、一般的には、広告には該当しないものと考えられます。

- (1) 社名と事業名のみの表示
- (2) 社員の募集を目的とする表示
- (3) 会員が一般に公表した情報を伝達することのみを目的として行う表示

本規則第 33 条における広告審査においては、広告に該当するか否かの判断についてもその対象となりますので、本規則の対象とならない広告であっても、審査結果については記録・保管することとなる点については留意してください。例えば、広告を利用し、他の事業者を誹謗中傷することや限られた一部の要素のみを取り上げて、自社があたかも他の事業者よりも優れているかのように強調し広告することは、品位と公正性を欠いた不適切な広告とみなされるものと考えられます。

本規則における景品類とは、景表法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 1 項に規定するものをいいます。

第 22 条関係

本条各項は、金商法第 37 条第 1 項に基づき、広告（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他金商業府令 77 条第 1 項各号に規定する方法により行う広告を除く。）において表示すべき事項として、同項、金商法施行令、金商業府令に規定された事項を列挙しています。

る目的」の有無については、表示の内容、情報提供時の状況、情報の受け手の属性などを考慮の上、個別具体的に判断されるものと考えられます。なお、次の各号に掲げる表示物については、一般的には、広告には該当しないものと考えられます。

- (1) 社名と事業名のみの表示
- (2) 社員の募集を目的とする表示
- (3) 会員が一般に公表した情報を伝達することのみを目的として行う表示

本規則第 33 条における広告審査においては、広告に該当するか否かの判断についてもその対象となりますので、本規則の対象とならない広告であっても、審査結果については記録・保管することとなる点については留意してください。例えば、広告を利用し、他の事業者を誹謗中傷することや限られた一部の要素のみを取り上げて、自社があたかも他の事業者よりも優れているかのように強調し広告することは、品位と公正性を欠いた不適切な広告とみなされるものと考えられます。

本規則における景品類とは、不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 1 項に規定するものをいいます。

第 22 条関係

本条各項は、法第 37 条第 1 項に基づき、広告（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令 77 条第 1 項各号に規定する方法により行う広告を除く。）において表示すべき事項として、同項、施行令、業府令に規定された事項を列挙しています。

第 23 条関係

本条各項は、金商法第 37 条第 1 項及び金商法施行令第 16 条第 2 項に基づき、基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他金商業府令第 77 条第 1 項各号に規定する方法により広告を行う場合において表示すべき事項として、金商法施行令、金商業府令に規定された事項を列挙しています。

「基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他金商業府令第 77 条第 1 項各号に規定する方法」による広告には、テレビCMやインターネットを通じて提供する動画広告及び立て看板などの屋外広告が含まれます。テレビには、地上波に限らず、衛星放送やケーブルテレビ、配信エリアが限定された地域テレビ放送なども含まれます。

第 24 条第 2 項関係

本項は、金商業府令第 73 条第 2 項に対応する規定です。

第 24 条第 3 項関係

本項は、金商業府令第 73 条第 3 項に対応する規定です。

第 23 条関係

本条各項は、法第 37 条第 1 項及び施行令第 16 条第 2 項に基づき、基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令 77 条第 1 項各号に規定する方法により広告を行う場合において表示すべき事項として、施行令、業府令に規定された事項を列挙しています。

「基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令 77 条第 1 項各号に規定する方法」による広告には、テレビCMやインターネットを通じて提供する動画広告及び立て看板などの屋外広告が含まれます。テレビには、地上波に限らず、衛星放送やケーブルテレビ、配信エリアが限定された地域テレビ放送なども含まれます。

第 24 条第 2 項関係

本項は、業府令第 73 条第 2 項に対応する規定です。

第 24 条第 3 項関係

本項は、業府令第 73 条第 3 項に対応する規定です。